

平成 28 年度 第 9 回

愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 28 年 12 月 26 日(月) 午前 16 時 00 分～午後 16 時 30 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 <u>26 名</u> 欠席委員 <u>1 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	出	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	出
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	欠	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
	14	山本 洋文	出			
議事録署名人	16	土居 尚行		17	倉田 健二	
職務のため総会に 出席した者の氏名	事務 局長	吉村 克己		課長 補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 28 年度第 9 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 9 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、16 番、土居 尚行委員と 17 番、倉田 健二委員を指名致します。 それでは、日程第二、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。 受付番号 20 番、城辺甲 2823 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・5,894 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 318.2a でございます。 以上 1 件でございます。申請につきましては、担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。20 番お願い致します。
委員	事務局の説明の通りでございます。場所は、長野のお寺の下の田んぼです。もう一つは、城辺福祉センターの前の信号を豊田の方へ 300m ほど行った右側の田んぼです。ご審議の程宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第2号、非農地証明交付申請の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第2号、非農地証明交付申請の承認について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号2番、小山1629番、地目・面積は畑・1,227㎡でございます。場所は、小山本村集会所から東小山方面へ200mほど進んだあたりになります。</p> <p>12月21日に、委員2名とともに現地確認に行きました。航空写真を見て頂いたらお分かりとは思いますが、状況といたしましては、山林になっておりました。大半は植林したものと推測されますが、20年以上はゆうに経過していると推測され、農地としての復旧は困難であるかと思われまます。</p> <p>なお、議案の方に、非農地の事由につきまして、昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木等が繁茂した土地で、農地への復旧が著しく困難であるものとしていますが、実際に現場を見ましたら植林部分が多くございました。人工的なものであっても植林については非農地判断ができるということです。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、現地を確認していただいた農業委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。2番お願い致します。
委員	12月21日に、現地確認に参りました。ここは、自分が毎日通るような場所で、子供のころに段々畑があった記憶があります。現地は、事務局の言われた通りです。以上です。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 3 番、小山 587 番、地目・面積は畑・1,435 m²でございます。場所は、東小山集会所から本村方面へ直線距離で 500mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号 4 番、中川 397 番外 1 筆、地目・面積は田・1,513 m²でございます。場所は、国道沿いの〇〇というお店のあたりでございます。</p> <p>受付番号 5 番、増田 4543 番 1、地目・面積は畑・776 m²でございます。場所は、国道から増田の内尾串方面に入りまして、内尾串集会所から 100mほど進んだあたりになります。</p> <p>受付番号 6 番、正木 1180 番、地目・面積は畑・1,591 m²でございます。場所は、正木の篠山中学校教員住宅の裏山あたりになります。</p> <p>いずれの対象地も調査年月日は平成 27 年 11 月 12 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地、荒廃農地調査分類はB分類でございます。</p> <p>それぞれ航空写真を見て頂いたらお分かりとは思いますが、現地確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林になっておりました。隣接する土地も雑木等が生長している範囲も広く、農地としての復旧は困難であるかと思われます。</p> <p>以上 4 件でございます。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 185 番は、再設定で、御荘深泥 674 番、地目・面積は畑・1,302 m²、賃貸借で生産物はブロッコリー・スイートコーン、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 186 番は、新規で、御荘菊川 939 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,555 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 187 番は新規で、御荘菊川 952 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・5,212 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 188 番は新規で、御荘菊川 1198 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,532 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 189 番は新規で、御荘菊川 1506 番 1、地目・面積は田・2,125 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 190 番は新規で、御荘菊川 954 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・1,428 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間 5 年でございます。</p> <p>受付番号 191 番は新規で、御荘和口 186 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・4,393 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 192 番は新規で、御荘和口 55 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,356 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 1 年 4 ヶ月でございます。</p> <p>受付番号 193 番は新規で、御荘長洲 901 番、地目・面積は畑・18,971 m²内 6,000 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p>

	<p>受付番号 194 番は、新規で、僧都 570 番外 15 筆、地目・面積は田・4,663 m²、畑・2,279 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 195 番は、新規で、小山 1183 番、地目・面積は田・1,552 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 196 番は新規で、増田 3144 番外 1 筆、地目・面積は田・1,058 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 197 番は新規で、広見 810 番外 19 筆、地目・面積は田・11,358 m²、畑・2,258 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 198 番は新規で、広見 1054 番外 3 筆、地目・面積は田・1,947 m²、畑 613 m²、貸貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>なお、197 番と 198 番は、同一の申し出でありましたが、内容が使用貸借の物件と貸貸借の物件が混在しておりましたので、議案としましては 2 つに分けて記載しております。また、図面の方は一つにまとめて 197 番としておりますのでご了承ください。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>197・198 番の公益財団法人えひめ農林漁業振興機構について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>公益財団法人えひめ農林漁業振興機構の中に、国が推進している農地中間管理機構があります。197・198 番は、農地中間管理機構が利用権を設定して、それぞれを別々の方に貸付けを行うという形で事業が絡んだものになります。事業を絡めるといのは、リタイヤした方、10 年以上貸付の方に中間管理機構が間に入って推進するという形になっています。それによって、貸手に国から決まった補助が受けられる、ということになっています。</p>
委員	<p>貸手に補助が出るのですか？</p>
事務局	<p>農業者リタイヤですべての農地を貸す、10 年以上貸すという条件があり、農地中間管理機構を通して貸し借りをすれば、貸手に推進金として補助を受けら</p>

	<p>れるというシステムです。愛南町としては、今回初めてです。</p> <p>国が農地中間管理機構を使うように言っているが、貸手の方が体を弱くされて農地を放棄しますということで、今回の件になりました。</p>
委員	<p>借りたい人がいないとどうなりますか。</p>
事務局	<p>愛媛県の農地中間管理機構の方針としては、貸す人と借りたい人がいる中で行うということです。農林課に担当がいますので、農地中間管理機構と連絡を取りながら、話を進めています。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人